

# 松山市職員措置請求書

## 松山市長に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

松山税務署へ所得税還付確定申告書を提出したことにより、市民税課が個人住民税（市・県民税）の減額処理を行い、そのデータを納税課が取り込み口座振込済通知書を作成し、それぞれが自宅に送付されたものである。

両課の通知書を確認すると、記載事項に疑義が生じたため平成 27 年 8 月 28 日付、異議申立書を提出したものである。

口座振込済通知書は、平成 26 年 4 月稼働の「税総合情報システム」として新たに作成されたものであるが、納税課担当職員の職務怠慢により表記に間違いが発生、納税課も間違いを認めたものであるが、異議申立てに対する決定書を受取る前の平成 27 年 8 月 31 日通知分から、この表記ミスを公表することなくゴム印 2 個を購入し、本来出力の訂正をすべき納税義務者名・通知書番号に変更することなく、間違った出力に合わせて納税義務者に訂正、送付したことは、組織的な隠ぺい行為と言わざるを得ない。

このことから、平成 27 年 9 月 10 日株式会社大野印照堂より購入した鑄造ゴム印 2 個（特別徴収義務者名、指定番号 各 1 個）の代金 678 円は、明らかな財務会計上の不当な公金の支出に当たるものである。

よって、鑄造ゴム印 2 個の購入代金 678 円を、任命権者である野志克仁松山市長に請求するものである。

### 2 請求者

住所 省略

職業 省略

氏名 省略

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 27 年 12 月 17 日

松山市監査委員 様